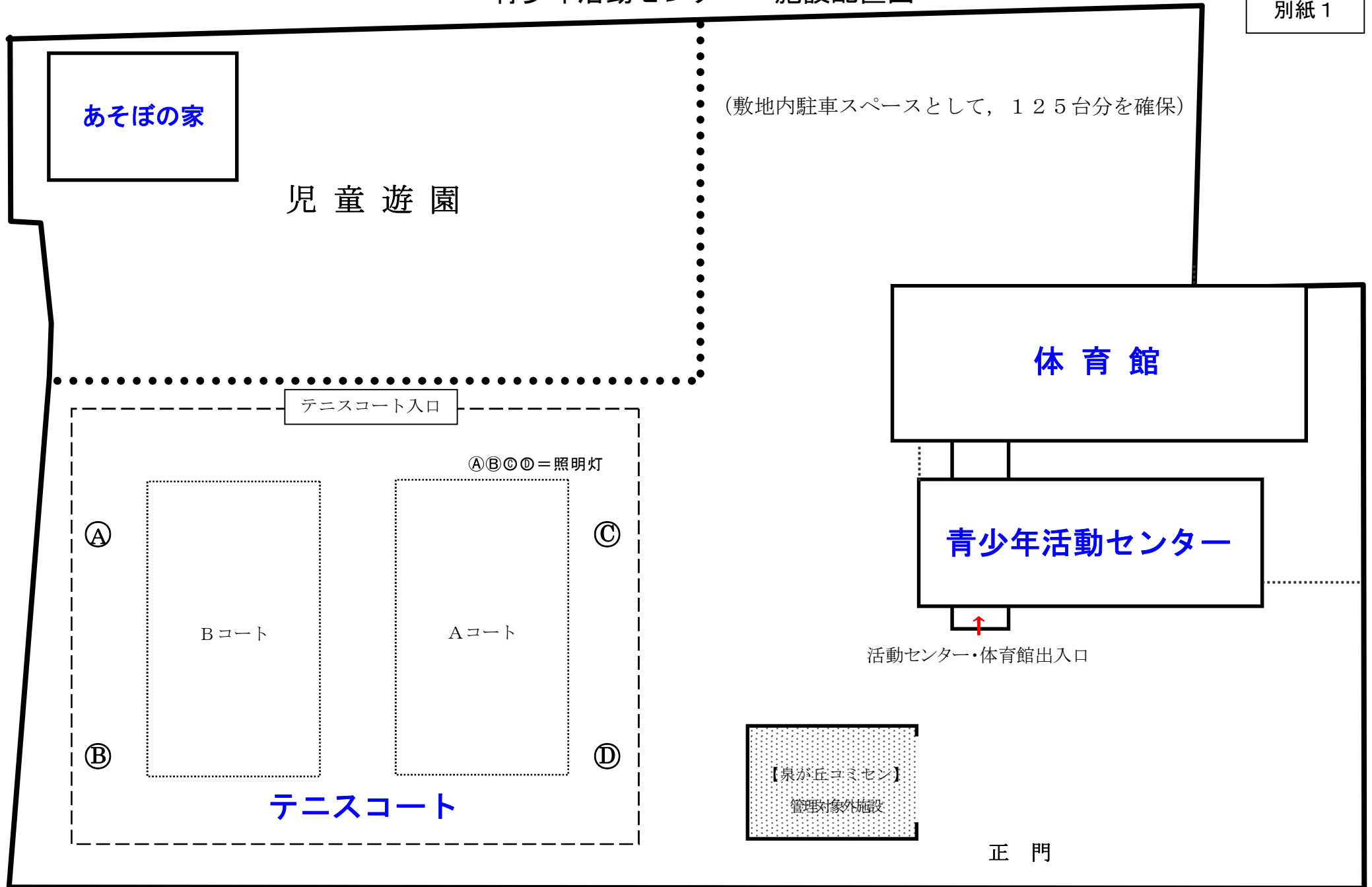


青少年活動センター 施設配置図

別紙 1



あそぼの家

児童遊園

(敷地内駐車スペースとして、125台分を確保)

テニスコート入口

①②③④＝照明灯

①

③

②

④

Bコート

Aコート

テニスコート

体育館

青少年活動センター

活動センター・体育館出入口

【泉が丘コミセン】

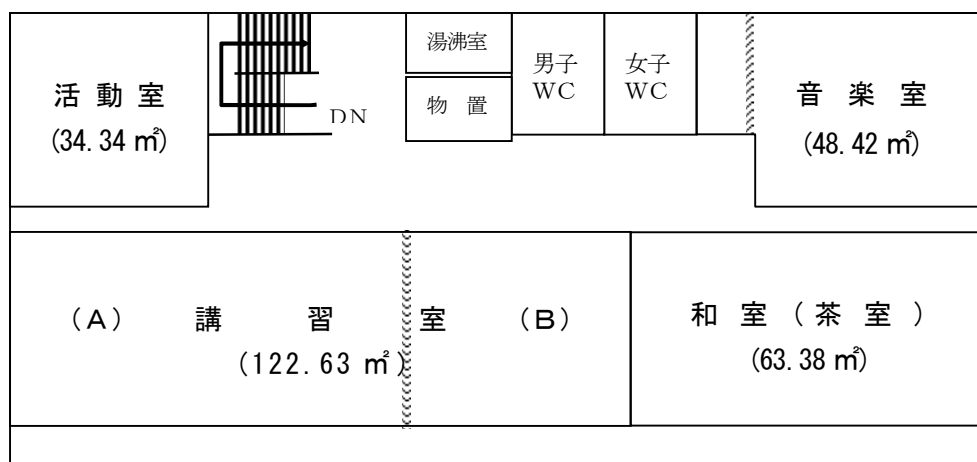
管理対象外施設

正門

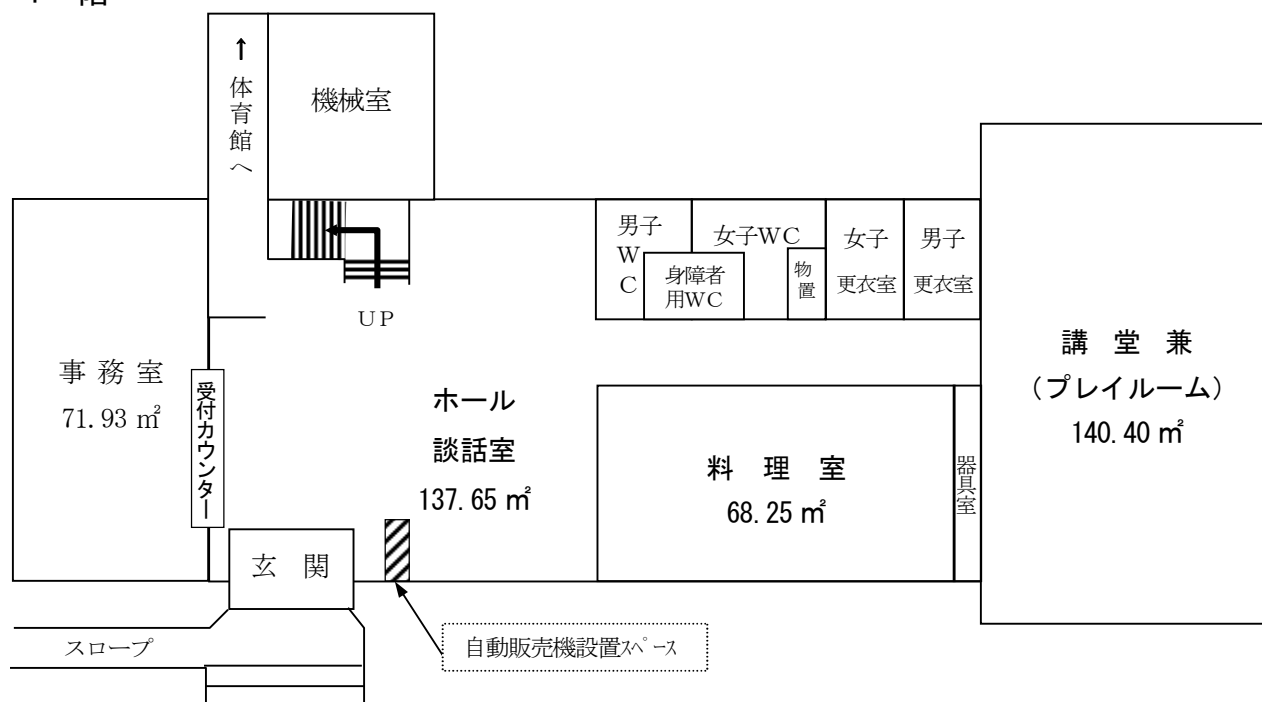
青少年活動センター施設概要

本館平面図

2 階

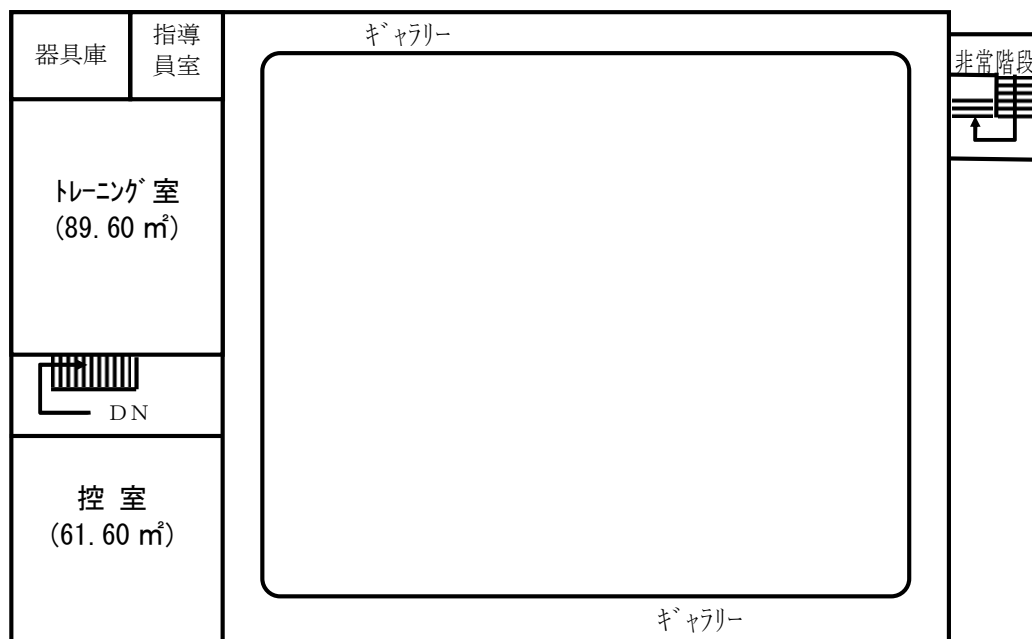


1 階

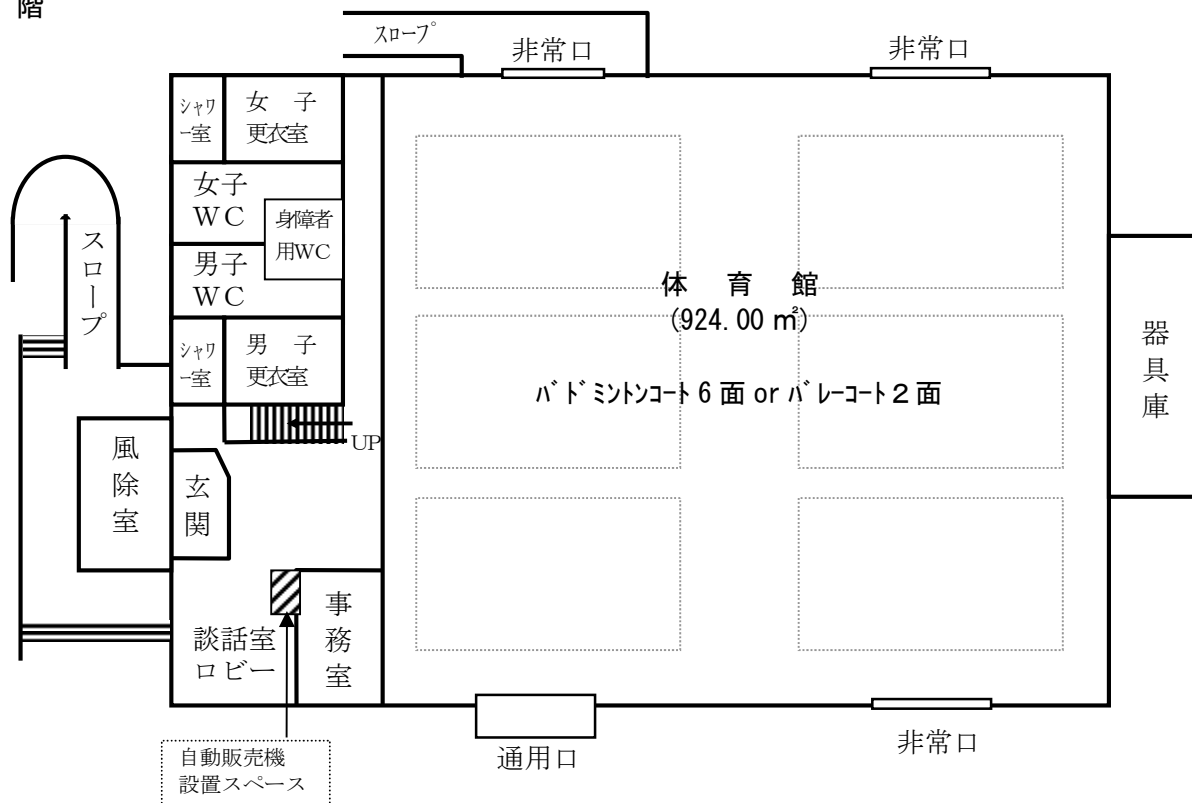


青少年活動センター体育館施設概要（平面図）

2 階



1 階



青少年活動センター（本館）施設一覧

場所	施 設 名	面 積 (㎡)	摘 要
1 階	玄関	9. 0 0	ロンリユーム
	ホール・談話室	1 3 7. 6 5	ロンリユーム (カーペット)
	事務室	7 1. 9 3	ロンリユーム
	料理室	6 8. 2 5	ロンリユーム
	女子トイレ	1 0. 7 4	タイル
	男子トイレ	9. 1 1	タイル
	身障者用トイレ	4. 6 8	タイル
	男子更衣室	9. 9 2	ロンリユーム
	女子更衣室	9. 9 2	ロンリユーム
	中廊下	2 1. 8 0	ロンリユーム
	講堂兼ブレイクーム	1 4 0. 4 0	木床
	北側廊下	1 0. 8 9	ロンリユーム
	物置	2. 2 3	ロンリユーム
	機械室	3 2. 7 0	コンクリート
	器具庫	1 0. 2 9	ロンリユーム
	1 階計	5 4 9. 5 1	
2 階	活動室	3 4. 3 4	木床
	廊下・階段	5 1. 5 5	ロンリユーム
	物置	5. 8 3	ロンリユーム
	湯沸室	5. 0 4	ロンリユーム
	男子トイレ	1 1. 1 3	タイル
	女子トイレ	1 0. 8 7	タイル
	音楽室	4 3. 5 7	カーペット
	音楽室 (物置)	4. 8 5	カーペット
	和室	6 8. 3 8	畳
	講習室	1 2 2. 6 3	木床
	2 階計	3 5 8. 1 9	
塔 屋		1 9. 6 8	
合 計		9 2 7. 3 8	

〔照明器具〕

- ・ シャンデリア 2 ケ ・ ホール灯 1 1 ケ ・ 蛍光灯 1 1 0 ケ
- ・ ダウンライト 4 3 ケ

青少年活動センター（体育館）施設一覧

場所	施 設 名	面 積 (㎡)	摘 要
1 階	玄関	1 0 . 0	タイル
	事務室	1 9 . 6	ロンリユーム
	男子更衣室	1 6 . 8	ロンリユーム
	女子更衣室	1 6 . 8	ロンリユーム
	男子トイレ	1 4 . 7	タイル
	女子トイレ	1 4 . 7	タイル
	身障者用トイレ	7 . 5	タイル
	男子洗面所	7 . 5	ロンリユーム
	女子洗面所	7 . 5	ロンリユーム
	男子シャワー室	8 . 4	タイル
	女子シャワー室	8 . 4	タイル
	器具庫	5 6 . 0	ロンリユーム
	アリーナ	9 2 4 . 0	木床
	ロビー・廊下	1 0 2 . 1	ロンリユーム
	1 階計	1 , 2 1 4 . 0	
2 階	トレーニング室	8 9 . 6	ロンリユーム
	控室	6 1 . 6	ロンリユーム
	器具庫	1 7 . 5	ロンリユーム
	指導員室	1 0 . 5	ロンリユーム
	ギャラリー・階段	2 4 0 . 8	ロンリユーム
	2 階計	4 2 0 . 0 0	
合 計		1 , 6 3 4 . 0 0	

〔照明器具〕

・蛍光灯 7 8 ケ ・ダウンライト 3 3 ケ ・アリーナ天井 3 0 箇所(6 0 ケ)

令和〇〇年度 自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市青少年活動センターの自動扉を正常かつ良好な状態に保つため、設備の保守点検を実施するもの。

2 対象設備等

(1) 設置場所

宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地 宇都宮市青少年活動センター正面玄関

(2) 対象設備

ナブテスコ(株)製 LS-23 型 2 台

3 業務の内容

自動扉を正常に稼働するために行う「定期保守点検」と障害発生時に障害修理のために行う「緊急保守点検」を行うものとする。

(1) 定期保守点検

日常の機器の正常かつ良好な作動を確保するため行う点検整備で、その回数は 3 か月に 1 回定期的に行うものとする。

(2) 緊急保守点検

施設管理者からの障害発生連絡により、直ちに技術者を派遣し、点検修理を行うものとする。

4 業務期間

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

5 点検の報告

(1) 受託者は「定期保守点検業務実施計画書」を作成し、その計画に基づき点検を実施すること。

(2) 受託者は定期保守点検を実施したときは、直ちに「保守点検業務報告書」を作成し、委託者に報告すること。また、委託者は必要に応じ、点検結果を市に報告すること。

6 経費の負担

受託者は、保守点検業務の実施にあたり、次の経費を負担するものとする。

(1) 点検に要する機械工具類

(2) 消耗部品類

7 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては，次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては，事故のないよう十分注意すること。

8 その他の事項

体育館正面入口に設置された自動扉は，現在，施設管理上，閉鎖しているが，その閉鎖を解除するにあつては，必ずこの仕様書に記載された保守点検業務を実施すること。

令和〇〇年度 冷暖房設備保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市青少年活動センターの冷暖房設備の正常な運転を行うため、設備の保守点検業務を実施するもの。

2 業務実施場所

宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地 宇都宮市青少年活動センター

3 対象設備

- | | | |
|-----------------|-------------------|-----|
| (1) 三菱チーリングユニット | CR-J 1 7 0 0 AF 型 | 1 台 |
| (2) 昭和温水ボイラー | SK-2 0 0 4 XA 型 | 1 台 |
| (3) 昭和温水ボイラー | バーナー清掃 | 一式 |

4 業務期間

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

5 業務の内容

別に定める「冷暖房設備保守点検作業実施要領」及び「フロン排出抑制法に関する特記仕様書」に基づき、点検清掃調整等の保守を行うものとする。

6 点検実施月

保守作業を行う時期は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 暖房シーズン後及び冷房シーズン前の作業 | 6 月 |
| (2) 冷房シーズン中の作業 | 8 月 |
| (3) 冷房シーズン後及び暖房シーズン前の作業 | 1 0 月 |
| (4) 暖房シーズン中の作業 | 1 月 |

7 点検の報告

受託者は、各シーズンの作業終了後、すみやかに保守点検作業報告書を作成し、委託者に提出し、その承認を受けるものとする。また、委託者は必要に応じ、点検結果を市に報告する。

8 経費の負担

受託者は、保守点検業務の実施にあたり、次の経費を負担するものとする。

- (1) 保守点検に要する機械工具類
- (2) 機械油、ポンプ油、グリス、ウエス等の消耗材料

9 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 業務上知り得た事項を他にもらさないこと。
- (3) 事故のないよう十分に注意すること。

冷暖房設備保守点検作業実施要領

この要領は、宇都宮市青少年活動センターの冷暖房設備保守点検を実施する際の必要な事項を定めるものとする。

1 冷暖房シーズン開始前及び開始時作業内容

- (1) 凝縮器の清掃
- (2) 圧縮機，操作回路の絶縁測定
- (3) 電気系統の点検
- (4) 電圧，電源ヒューズ又はブレーカーの点検確認
- (5) ポンプダウン解除
- (6) 冷媒ガス，冷凍機油の洩れ点検及び冷凍機油量の確認
- (7) クランクケースヒーターの点検
- (8) 運転状況の点検
 - ① 運転圧力及び電流の点検
 - ② 冷水，冷却水温度の点検確認
 - ③ 冷媒温度の点検確認
 - ④ 運転音及び振動の点検
 - ⑤ 各保護装置の点検確認
 - ⑥ 各制御機器の点検確認
 - ⑦ 膨張弁の点検確認
- (9) 圧力計のテスト，ストレーナー乾燥剤の交換

2 冷暖房シーズン中の作業内容

- (1) 電気系統，クランクケースヒーターの点検
- (2) 冷媒ガス，冷凍機油の洩れ点検及び冷凍機油量の確認
- (3) 運転状況の点検
 - ① 運転圧力及び電流の点検
 - ② 冷水，冷却水温度の点検確認
 - ③ 冷媒温度の点検確認
 - ④ 運転音及び振動の点検
 - ⑤ 各保護装置の点検確認
 - ⑥ 各制御機器の点検確認
 - ⑦ 膨張弁の点検確認

3 冷暖房シーズン終了時の作業内容

- (1) 電気系統，クランクケースヒーターの点検
- (2) 冷媒ガス，冷凍機油の洩れ点検及び冷凍機油劣化点検
- (3) ポンプダウン及び冷媒ガス洩れ点検

フロン排出抑制法に関する特記仕様書

1 定期点検

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の冷媒として使用されるフロン類の漏えいの早期発見のため、適切な機器の管理を行うことを目的とした点検整備を行うもので、業務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 異常音の有無についての検査

イ 外観の損傷，摩耗，腐食及び錆びその他の劣化，油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査

ウ 直接法，間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

エ 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が策定している「業務用冷凍空調機器フロン・カーボン漏えい点検・修理ガイドライン」に準拠した適切な方法で実施すること。

2 提出書類

- (1) フロン排出抑制法に基づく定期点検結果（エンジン定格出力が7.5kw以上の業務用エアコンを対象とした専門家による定期点検）点検整備記録簿
- (2) 「フロン排出抑制法」のエアコンディショナーに該当するものは，3か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。

3 その他

本点検の実施にあたっては，「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき，フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー，冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が，検査を自ら行い又は検査に立会うこと。

4 特記事項

- (1) 「点検整備記録簿」については，一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会で発行している「漏えい点検整備記録簿」に基づき作成すること。
- (2) 当該第一種特定製品について，委託者が所有する「点検整備記録簿」に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき，点検に関する事項を記入すること。

令和〇〇年度 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 総 則

(1) 目 的

本業務は、自家用電気工作物を常に良好な状態に保持し、十分な機能を確保することにより、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とするものである。

(2) 委託場所

イ 名 称 宇都宮市青少年活動センター

ロ 住 所 宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地

(3) 適用の範囲

本仕様書は、「〇〇〇自家用電気工作物保安管理業務委託」に適用する。

(4) 委託期間

本業務の委託期間は、令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 3 1 日までとする。

(5) 設備概要

イ 受電電圧 ・ ・ ・ ・ ・ 6 . 6 k V

ロ 設備容量 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 5 k V A (合計容量)

ハ 非常用発電装置 ・ ・ ・ ・ 2 2 k V A, 定格電圧 2 0 V

2 一般事項

(1) 提出書類

受託者は、契約履行上必要な所轄の関東東北産業保安監督部への申請・届出等の諸手続きを、契約後速やかに行うこと。また、受託者は、下記書類を提出日までに委託者に提出すること。

(提出書類)	(提出日)
イ 作業工程表 ・ ・ ・ ・ ・	契約後 1 4 日以内
ロ 業務主任者届 ・ ・ ・ ・ ・	〃
ハ 作業計画書（要領書） ・ ・ ・ ・ ・	〃
ニ 現場作業組織表 ・ ・ ・ ・ ・	〃
ホ 緊急連絡表 ・ ・ ・ ・ ・	〃
ヘ 作業日報及び写真，点検業務結果報告書 ・ ・ ・	作業完了後
ト その他必要な書類 ・ ・ ・ ・ ・	指示による

(2) 記録の保存

受託者が実施し報告した業務の結果の記録等は、双方において3年間保存するものとする。

(3) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の基本方針を適用する。

(4) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た情報は、他に漏洩してはならない。

(5) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受託者にて行う。

(6) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定し、責任をもって対処するものとする。

3 関係法令等の遵守

(1) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 保安規程の遵守

受託者は、保安管理の実施において、保安規程に定められている点検項目、点検内容及び点検周期を遵守すること。なお、保安規程に定められていない事項は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成30年版）の記載のとおりとする。

4 事故発生時の措置

受託者は、自家用電気工作物に事故が生じた場合に、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるほか、事故原因の究明に協力し、再発防止についてとるべき措置の助言をすること。また、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法（以下、法とする）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言をすること。

5 委託業務

(1) 受託者の資格及び義務

イ 受託者は、委託者が本業務について実施する面接時に、委託契約書に記された電気管理技術者又は電気保安法人の保安業務担当者（以下、保安業務担当者とする。）本人であることを示すこと。

- ロ 受託者は、本業務の事業場で保安全管理業務を行う際に、身分を示す証明書を常に携帯し、委託契約書に記された電気管理技術者又は保安業務担当者であることを示すために、証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- ハ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、作成及び手続きの助言をすること。
- ニ 受託者は、契約締結後、委託者と協議のうえ施行計画書を作成し、施行計画に基づいて業務を遂行すること。
- ホ 受託者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、工事完成時には、竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について助言をすること。
- ヘ 受託者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事において、委託者の通知を受けて、第6項の(1)のニに定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について助言をすること。
- ト 受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、助言をすること。また、その記録を委託者に提出し、保安規程に定める期間保存すること。
- チ 受託者は、電気事故の発生又は発生する恐れがある場合において、委託者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する助言をすること。また、事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行うとともに、原因が判明した場合には、再発防止策の助言をすること。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気事故報告の作成及び手続きの助言をすること。
- リ 受託者は、法第107条第4項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(2) 依頼業務

次に該当する電気工作物の保安については、受託者と協議のうえ電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関して、受託者は、委託者の点検に立ち会い監督を行うとともに、受託者はその記録の確認を行う。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言をすること。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し助言ができるものとする。なお、使用機器及び配線器具等については、委託者が確認を行う。

- イ 設備の特殊性のため、点検について専門の知識及び技術を必要とする自家用電気工作物
- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組み立てに特殊な技術を要する機器
- ロ 設備場所の特殊性のため、点検が困難な場所に設置されている自家用電気工作物
 - (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- ハ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

6 保安管理

(1) 点検の種類及び基準

受託者が行う施設点検の種類を下記に示し、点検の具体的基準は、別紙「点検業務の基準」によるものとする。

- イ 月次点検・・・毎月1回の頻度で実施するもので停電を伴わないで行う点検。
- ロ 年次点検・・・1年に1回実施するもので、月次点検に点検項目を加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験。
- ハ 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検。
- ニ 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。点検頻度は毎週1回とする。

(2) 即応体制

- イ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、委託者と連絡する連絡責任者の氏名、連絡方法等の通知を、委託者から受領するものとする。
- ロ 受託者は、イの連絡責任者に事故が生じた場合に、その業務を代行させるための代務者の氏名、連絡方法等の通知を、委託者から受領するものとする。
- ハ 受託者は、イ又はロの通知の内容変更が生じた場合には、委託者から内容変更の通知を受領するものとする。
- ニ 事故や異常の発生時に常時2時間以内に現場に到着できる即応体制を取ること。
- ホ 委託者は、必要に応じて連絡責任者又は業務代行者を、受託者の行う保安管理業務に、立ち合わせることができるものとする。
- ヘ 設備容量が6,000kVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものを当てるものとする。

(3) 大規模な災害時等の対応

大規模な災害時等に重大な異常が発生する恐れのある場合には、委託者の要請によって現場待機の体制を取ること。また、発生した場合要請により応援体制を確保すること。

(4) 協力及び義務

イ 受託者は、委託者に報告、助言した事項又は協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

ロ 停電試験を伴う点検において、所定の時間以内で全ての項目を行える組織力と技術力を有すること。

ハ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を誠実に行うこと。

ニ 受託者は、別途発注（消防設備保守点検業務委託）の自家発電設備等の点検にて停電作業が必要となった場合は、要請に応じ日程調整等を行い協力すること。

(5) 電気管理技術者の代行者

イ 受託者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から、第1項の(2)に定める保安業務を代行する者（以下、「代行者」という。）を選び、その業務を代行させるものとする。

ロ イに定める「代行者」は次のとおりとする。

氏名 ○○ ○○（所属： ）

(6) 保安業務担当者の資格等

イ 受託者は、保安業務担当者に、電気事業法施行規則に適合する者を当てるものとする。

ロ 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

ハ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

点検業務の基準

1 点検の項目と詳細

点検項目は、保安規程及び別表「点検の頻度及び点検項目」に掲げる内容を基本とする。また、点検項目に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足すること。

2 月次点検

(1) 点検場所

月次点検は、低圧電路の絶縁状態を常時監視する絶縁監視装置が設置されている場所でも行うこと。また、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏洩電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合）には、警報発生の原因を調査し、適切な処置を行うとともに、受信の記録を3年間保存すること。

(2) 確認事項

受託者は、日常巡視等における異常の有無について問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがないか、点検を行う。

3 年次点検

(1) 点検事項

イ 母線、遮断器、碍子、端子等に付着したほこりを除去するとともに変圧器、油入開閉器等の外面の汚れを拭き落とすこと。

ロ 受・配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で十分清掃を行うこと。

(2) ポリ塩化ビフェニルの取り扱い

変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認し、結果を書面にて提出すること。

（確認事項）

イ 機器等名称

ロ 製造業者

ハ 製造年月

ニ ポリ塩化ビフェニル含有状況（有無、不明等）

4 臨時点検及び試験

次に掲げる場合については，その都度試験等を行い，原因を追求し復電するために，点検や絶縁抵抗測定を行い，必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験などを行うこと。

イ 高圧機器が損壊し，受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合。

ロ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合。

ハ その他の電気機器に異常が発生した場合。

ニ 施設の原因により停電した場合

5 工事中の点検

イ 点検については，点検者の「視覚」，「聴覚」，「触覚」などによるほか必要に応じて計器測定，総合運転を行うものとする。点検の結果，整備が必要な箇所については委託者と協議のうえ実施するものとする。

ロ 整備の際に必要な消耗品，交換部品等については，別途協議するもの。点検時に交換の必要がある消耗品及び過去の実績から予想できる故障について，その頻度が多いものについては，予備品（ランプ，ヒューズ類）として保管すること。

ハ 工事が完了した場合は，自家用電気工作物の検査を実施し，保安上支障のないことを確認する。なお，工事中の点検等に必要な費用については，委託者と別途協議をする。

「点検の頻度及び点検項目」

電気工作物		点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
引込設備	区分開閉器	異音，異臭，損傷，汚損等の有無	○	○
	引込線	電線と他物との離隔距離の適否	○	○
	ケーブル	操作紐の異常，取付け状態	○	○
	支持物等	機械器具，配線の取付け状態及び過熱の有無	○	○
		保安装置の取付け状態	○	○
		接地線の損傷，外れ，断線	○	○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○
高圧受電設備	遮断器 開閉器類	異音，異臭，損傷，腐食，汚損等の有無	○	○
		接続箇所のゆるみ，接触子の接触状態確認		○
		過熱による変色，亀裂，溶断表示の確認	○	○
		接地線の損傷，外れ，断線	○	○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○
	母線 断路器 計器用変成器 避雷器 進相用コンデンサ リアクトル	異音，異臭，過熱状態	○	○
		ふくらみ，損傷，汚損，腐食，亀裂，漏油	○	○
		接地線の腐食，断線，外れ	○	○
		接続箇所のゆるみ		○
		支持物の損傷，汚損，亀裂，脱落	○	○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○

電気工作物		点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
高圧受電設備	変圧器	異音，異臭，損傷，汚損，変形，亀裂，腐食，漏油等	○	○
		接続部の過熱による変色	○	○
		接地線の腐食，断線，外れ	○	○
		接地線接続部のゆるみ		○
		絶縁油試験		○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○
	配電盤 制御回路	低圧回路の漏洩電流測定 （B種接地工事接地線）	○	○
		異音，異臭，損傷，汚損，過熱状態	○	○
		各種指示計の指示状態	○	○
		表示装置の点滅表示確認	○	○
		接続箇所のゆるみ		○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○
	接地装置	接地抵抗測定		○
		接地線の腐食，断線，外れ	○	○
		端子のゆるみ		○
構造物等	受電設備の建物・室 キュービクル等	接地線の腐食，断線，外れ	○	○
		損傷，変形，腐食，雨漏り，雨雪侵入	○	○
		小動物の侵入の有無	○	○
		鍵の状態	○	○
		受電室内の整頓状態	○	○
		保護柵の状態	○	○
		照明設備の点灯状態	○	○

電気工作物		点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
配電設備	配電装置 架空電線 支持物 ケーブル等	消火設備の状態，標識・表示の状態	○	○
		架空電線の損傷，たるみ，他の工作物・植物との離隔	○	○
		ケーブル端末処理部の損傷・亀裂・汚損	○	○
		接続箇所の過熱による変色	○	○
		支持物の損傷，傾斜，腐食	○	○
		支線のゆるみ，腐食	○	○
		ケーブル保護管の損傷，腐食	○	○
		吊架線の損傷，たるみ，外れ，支持点間隔	○	○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○
負荷設備	低圧機器 開閉器 配線用遮断機 漏電遮断器 低圧配線等	異音，異臭，損耗，汚損，腐食，指示状態	○	○
		接続部のゆるみ，過熱による変色	○	○
		断線，端子のゆるみ	○	○
		電圧，負荷電流測定	○	○
		B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		保護継電器との連動動作試験，動作特性試験		○

非常用発電装置

電気工作物	点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
原動機 付属装置	機関本体の損傷、汚損、変形、腐食、固定、保温ヒータ	○	○
	燃料装置の油量、損傷、汚損、外れ、腐食、漏油	○	○
	冷却装置の水量、損傷、汚損、外れ、腐食、漏水、不凍液	○	○
	潤滑油装置の油量、損傷、汚損、外れ、腐食、漏油	○	○
	吸・排気装置の損傷、汚損、腐食、営巣	○	○
	始動装置の空気圧、漏気、蓄電池電圧、損傷、腐食等	○	○
	始動試験（温度、異音、異臭、振動、排気状態、圧力）	○	○
	保護継電器との連動動作試験、動作特性試験（加速度、油圧低下、水温上昇）		○
	自動始動・停止試験・運転中の発電電圧周波数（回転数）の異常の有無		○
	接地抵抗測定		○
	絶縁抵抗測定		○
発電機 励磁装置 設置装置 始動装置	本体の損傷、汚損、変形、腐食、固定	○	○
	接地線の腐食、断線、外れ	○	○
	始動試験（異音、異臭、振動、電圧、周波数）	○	○
	接地抵抗測定		○
	絶縁抵抗測定		○
	自動始動・停止試験・運転中の発電電圧周波数（回転数）の異常の有無		○
	保護継電器との連動動作試験、動作特性試験		○
遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	異音、異臭、損耗、汚損、腐食	○	○
	接続部のゆるみ、過熱による変色	○	○
	断線、端子のゆるみ	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	保護継電器との連動動作試験、動作特性試験		○
	インターロック試験		○
	自動始動・停止試験・運転中の発電電圧周波数（回転数）の異常の有無		○
	接地抵抗測定		○

電気工作物	点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
蓄電池	本体の液量，損傷，汚損，変形，腐食，固定，漏液，極板・セパレータの湾曲	○	○
	電圧測定	○	○
	接続部のゆるみ		○
	触媒栓の有効期限切れ		○
	比重測定 (ハ°イロットセル)		○
	液温測定 (ハ°イロットセル)		○
	均等充電		○

太陽電池発電設備（年２回以上点検）出力５０kW以上の場合は、発電設備ではなく発電所とする。

電気工作物	点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
太陽電池アレイ	異音，異臭，損傷，汚損等の有無	○	○
	外部配線の損傷	○	○
	架台の腐食，錆の発生など	○	○
	接地線の損傷，接地端子の緩み	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	単独運転検出機能の確認，指示計器の状態		○
中継端子箱	異音，異臭，損傷，汚損等の有無	○	○
	外部配線の損傷，接地端子の緩み	○	○
	接地端子の損傷，接地端子の緩み	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	単独運転検出機能の確認，指示計器の状態		○

風力発電設備

電気工作物	点検・測定・試験項目	月次点検	年次点検
発電装置（風車） 支持工作物 電気系統 運転制御装置	異音，異臭，損傷，汚損等の有無	○	○
	他物との隔離距離の適否	○	○
	機械器具，配線取付け状態及び加熱の有無	○	○
	接地線等の保安装置の取付け状態	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験		○
蓄電池設備	異音，異臭，損傷，汚損等の有無	○	○
	配線取付け状態及び加熱の有無	○	○
	蓄電池電圧測定	○	○
	セルの電圧測定		○
	電解液の比重		○
	温度測定		○

- 注）（１）点検は，主として目視による点検をいう。
（２）「漏洩電流測定」は，高圧受配電設備の変圧器のＢ種接地工事の接地線において測定すること。

令和〇〇年度 除草・植木剪定及び害虫駆除業務仕様書

1 目的

宇都宮市青少年活動センター及び宇都宮児童遊園内の除草や植木の剪定及び害虫の駆除を行うことにより、施設の環境を保全し、快適な環境の中で利用者に利用してもらうことを目的とする。

2 対象範囲

宇都宮市今泉町3007番地

宇都宮市青少年活動センター及び宇都宮児童遊園の敷地内

3 委託期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

4 業務内容

敷地内の雑草の除去や植木の剪定及び害虫の駆除を次の要領で行うものとし、作業に要する工具等は、受託者の負担とする。

(1) 除草

ア 除草は、工具等を用いて根ごと除去すること。

イ 除去した雑草は、速やかに処理すること。

(2) 植木剪定

ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うこと。

イ 剪定方法は、それぞれの樹種、形状及び剪定の種類に応じて最適な方法により行うこと。

ウ 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに樹木周辺の清掃を行うこと。

(3) 害虫駆除

害虫駆除は、敷地内全体において計画的に害虫の発生及び侵入の防止並びに駆除を目的として行うこと。

5 実施月

(1) 除草 6月から10月までの間で6回（1回5人で5時間程度の作業）

(2) 植木剪定 6月から10月までの間で6回（1回3人での作業）

(3) 害虫駆除 6月から10月までの間で2回

(4) 上記以外であっても、施設管理者は必要に応じ除草等を実施し、施設の快適な環境の維持に努めるものとする。

6 実施上の注意

実施にあたっては、作業現場に利用者等が立ち寄らないような措置をするなど、安全には特に注意すること。

令和〇〇年度 清掃業務仕様書

1 目 的

青少年活動センター、体育館及び児童遊園（あそぼの家）について、美観及び清潔を保つことにより、施設環境衛生の維持を図ることを目的とする。

2 対象業務

業務の対象は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地
- (2) 施設名 宇都宮市青少年活動センター、体育館、児童遊園（あそぼの家）
- (3) 清掃面積（延面積） 2, 6 2 8. 4 6 m² （別紙参照）

3 業務期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする

4 業務内容

業務の内容は、別に定める清掃業務実施要領（別紙）に示すところによる。

5 経費の負担

委託者の経費負担は、次のとおりとし、下記以外の経費は、すべて受託者の負担とする。

- (1) 電気使用料
- (2) 上下水道使用料
- (3) トイレットペーパー
- (4) シャボネット液

6 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は、次のとおりとする。

(1) 損害の補償

- ア 業務時間中に、清掃作業員の責任において発生した損害（第 3 者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が補償すること。
- イ 業務期間内に、清掃作業員が被った損害については、受託者が補償すること。

(2) 免責事項

- ア 委託者の瑕疵によるもの
- イ 天災地変その他不可抗力によるもの

7 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 本書に定めのない事項であっても、建物管理上又は美観上必要と認めた作業については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (3) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (4) センター及び敷地内での拾得物があつた場合は、委託者の責任者へ届出ること。
- (5) 委託者が適当でないと認めた清掃作業員は、使用しないこと。
- (6) 業務中は、受託者が定める制服を着用すること。

青少年活動センター本館施設面積一覧

場所	施設名	面積 (㎡)	摘要
1 階	玄関	9. 0 0	ロンリユーム
	ホール・談話室	1 3 7. 6 5	ロンリユーム (カーペット)
	事務室	7 1. 9 3	ロンリユーム
	料理室	6 8. 2 5	ロンリユーム
	女子トイレ	1 0. 7 4	タイル
	男子トイレ	9. 1 1	タイル
	身障者用トイレ	4. 6 8	タイル
	男子更衣室	9. 9 2	ロンリユーム
	女子更衣室	9. 9 2	ロンリユーム
	中廊下	2 1. 8 0	ロンリユーム
	講堂兼 [°] レイルーム	1 4 0. 4 0	木床
	北側廊下	1 0. 8 9	ロンリユーム
	物置	2. 2 3	ロンリユーム
	機械室	3 2. 7 0	コンクリート
	器具庫	1 0. 2 9	ロンリユーム
	1 階計	5 4 9. 5 1	
2 階	工作室	3 4. 3 4	木床
	廊下・階段	5 1. 5 5	ロンリユーム
	物置	5. 8 3	ロンリユーム
	湯沸室	5. 0 4	ロンリユーム
	男子トイレ	1 1. 1 3	タイル
	女子トイレ	1 0. 8 7	タイル
	音楽室	4 3. 5 7	カーペット
	音楽室 (物置)	4. 8 5	カーペット
	和室	6 8. 3 8	畳
	講習室	1 2 2. 6 3	木床
	2 階計	3 5 8. 1 9	
塔 屋		1 9. 6 8	
合 計		9 2 7. 3 8	

〔照明器具〕

- ・シャンデリア 2 ケ ・ホール灯 1 1 ケ ・蛍光灯 1 1 0 ケ
- ・ダウンライト 4 3 ケ

青少年活動センター体育館施設面積一覧

場所	施設名	面積 (㎡)	摘 要
1 階	玄関	10.0	タイル
	事務室	19.6	ロンリウム
	男子更衣室	16.8	ロンリウム
	女子更衣室	16.8	ロンリウム
	男子トイレ	14.7	タイル
	女子トイレ	14.7	タイル
	身障者用トイレ	7.5	タイル
	男子洗面所	7.5	ロンリウム
	女子洗面所	7.5	ロンリウム
	男子シャワー室	8.4	タイル
	女子シャワー室	8.4	タイル
	器具庫	56.0	ロンリウム
	アリーナ	924.0	木床
	ロビー・廊下	102.1	ロンリウム
	1 階計	1,214.0	
2 階	トレーニング室	89.6	ロンリウム
	控室	61.6	ロンリウム
	器具庫	17.5	ロンリウム
	指導員室	10.5	ロンリウム
	ギャラリー・階段	240.8	ロンリウム
	2 階計	420.0	
合 計		1,634.0	

〔照明器具〕

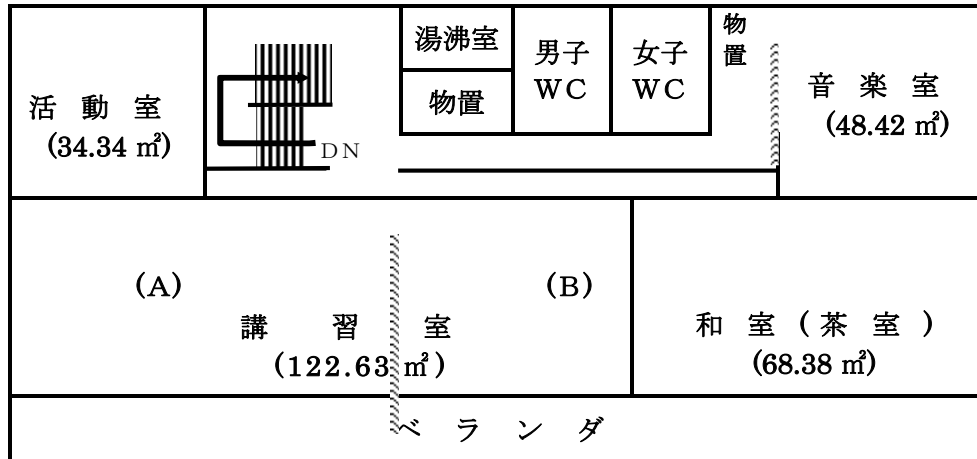
・蛍光灯78ケ ・ダウンライト33ケ ・アリーナ天井30箇所(60ケ)

児童遊園（あそぼの家）施設面積

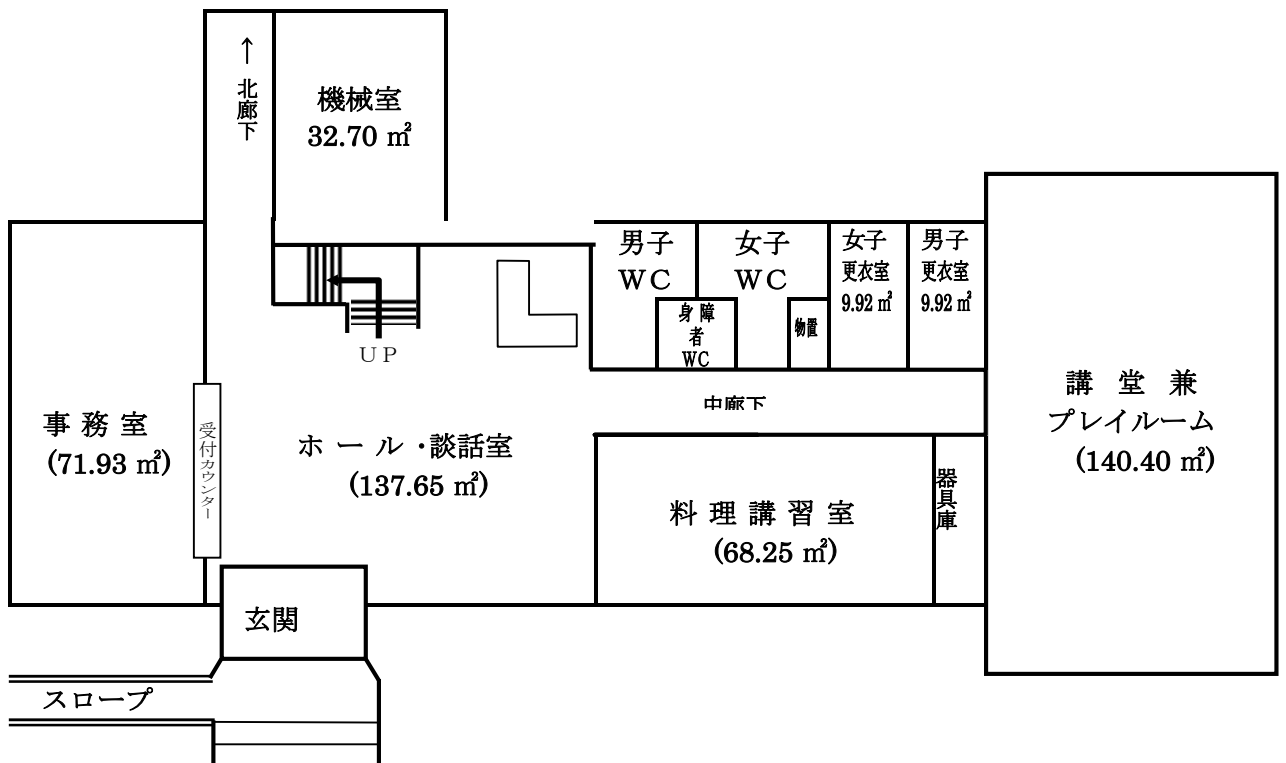
場所	施設名	面積 (㎡)	摘 要
屋内	プレイルーム	49.00	木床
	トイレ	5.13	タイル
	玄関・その他	7.82	シート
屋外	トイレ	5.13	タイル
合 計		67.08	

青少年活動センター平面図

2 階

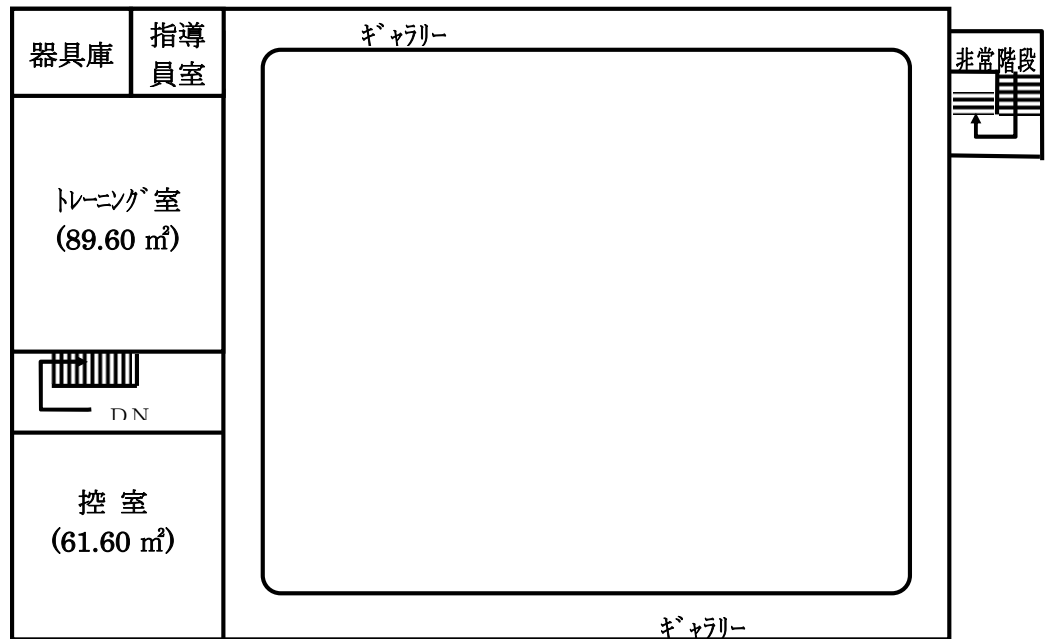


1 階

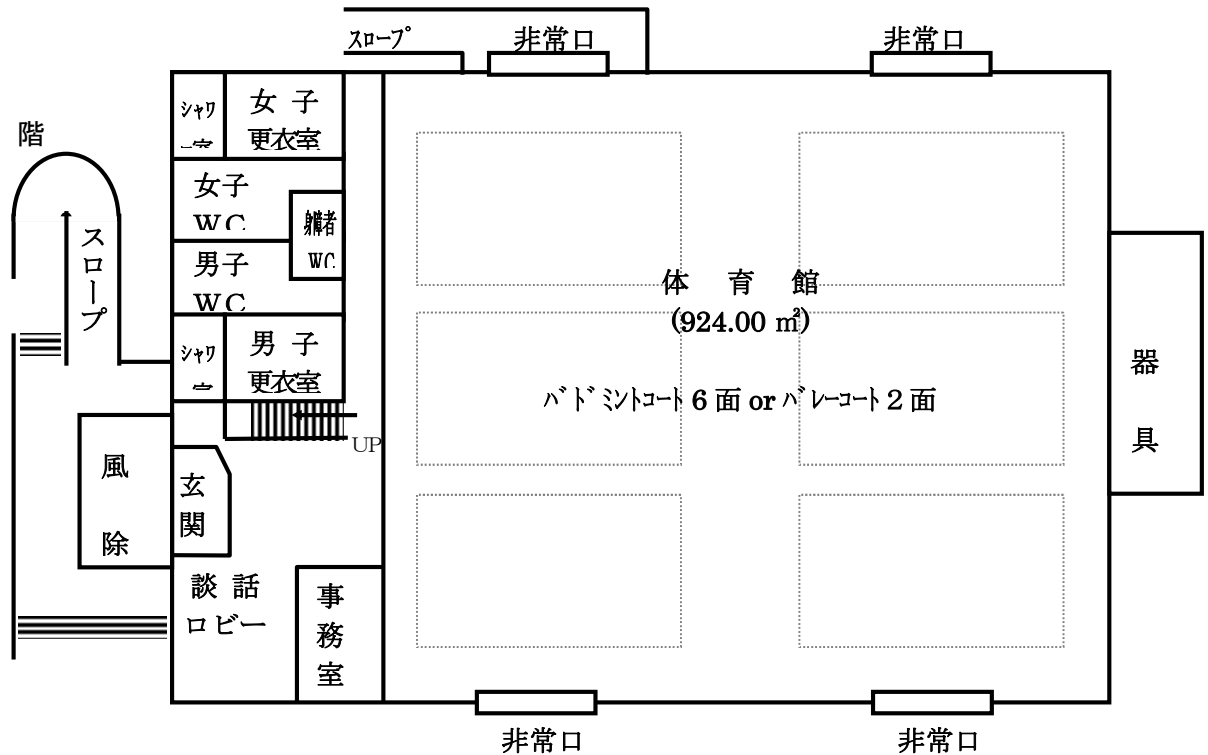


青少年活動センター体育館平面図

2 階



1 階



児童遊園（あそぼの家）平面図

プレイルーム 49㎡	屋外トイレ
	屋内トイレ 5.13㎡
	台所
	玄関

清掃業務実施要領

青少年活動センター本館

施 設 名 項目及び清掃内容			1 階							2 階							3階
			玄関	談話室・ホール	事務室	料理室	トイレ	更衣室	廊下・階段	体育室	講習室	工作室	音楽室	和室	湯沸室	トイレ	廊下・階段
1	タイル水洗	ポリッシャーにより十分水洗いし、残水の少ないよう仕上げる。	C				B								B		
		モップにより十分水洗いし、残水の少ないよう仕上げる。					A								A		
2	便器・洗面所 洗浄	洗浄剤を用いて水洗いのうえ、布で拭き取る。 (便器つまり 年4回を含む)					A								A		
3	鏡拭き	やわらかい布で乾拭き、必要に応じて洗剤で磨く。					A								A		
4	汚物搬出処理	トイレの汚物入れの汚物は、指定の場所へ搬出し、容器は水洗い 又は洗剤で洗う。					A								A		
5	シャボネット補給	シャボネットは毎週点検し、必要に応じて補給する。					A								A		
6	トイレットペーパー補給	トイレットペーパーを補給し、使用に支障のないようにする。					A								A		
7	カーペット	真空掃除機で丁寧に吸塵を行い、洗浄(しみぬき)し仕上げる。		C								C					
8	床面ワックス (コンクリーム張り)	モップで塵埃を除去した後、ポリッシャーにより十分洗浄し、適正 ワックスを塗布の上、磨出しする。		C	C	C		C	C					C		C	C
9	床面ワックス (木板張り)	モップで塵埃を除去した後、適正ワックスの塗布の上、磨出しする。								C	C						
10	マットの洗浄	各出入口に備え付けてあるマットは、泥塵を十分取り除き洗浄の上 備え付ける。	C														
11	窓ガラス	窓ガラスは、洗剤で汚れを除去した後、窓ガラス専用布で乾拭き する。窓枠は、水又は洗剤で汚れを除去する。	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D

A：毎週1回 B：毎月1回 C：3ヶ月毎に1回 D：4ヶ月毎に1回

※ 清掃するとき、備品などは移動して実施する。

清 掃 業 務 実 施 要 領

青少年活動センター体育館

施設名 項目及び清掃内容			1 階							2 階					
			アリーナ	器具庫	事務室	玄関	ロビー	廊下	トイレ	更衣室・シャワー	ミーティング室	トレーニング室	指導員室	階段	ギャラリー
1	タイル水洗	ポリッシャーにより十分水洗いし、残水の少ないよう仕上げる。				C			B	B					
		モップにより十分水洗いし、残水の少ないよう仕上げる。							A	A					
2	便器・洗面所 洗浄	洗浄剤を用いて水洗いのうえ、布で拭き取る。							A						
3	鏡拭き	やわらかい布で乾拭き、必要に応じて洗剤で磨く。							A	A					
4	汚物搬出処理	トイレの汚物入れの汚物は指定の場所へ搬出し、容器は水洗い 又は洗剤で洗う。							A						
5	シャボネット補 給	シャボネットは毎週点検し、必要に応じて補給する。							A						
6	トイレットペー パー補給	トイレットペーパーを補給し、使用に支障のないようにする。							A						
7	床面ワックス (コンクリーム張り)	モップで塵埃を除去した後、ポリッシャーにより十分洗浄し、適正 ワックスを塗布の上、磨出しする。		C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
8	床面ワックス (木板張り)	モップで塵埃を除去した後、適正ワックスの塗布の上、磨出しす る。	C												
9	窓ガラス	窓ガラスは、洗剤で汚れを除去した後、窓ガラス専用布で乾拭き する。 窓枠は、水又は洗剤で汚れを除去する。	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D

A：毎週1回 B：毎月1回 C：3ヶ月毎に1回 D：4ヶ月毎に1回

※ 清掃するとき、備品などは移動して実施する。

清 掃 業 務 実 施 要 領

宇都宮児童遊園(あそぼの家)

施設名 項目及び清掃内容			屋内		屋外
			プレイルーム	トイレ	トイレ
1	床面ワックス (木板張り)	モップで塵埃を除去した後、適正ワックスを塗布の上、磨出しする。	C (3ヶ月毎に1回)		
2	タイル水洗	モップにより十分水洗いし、残水の無いよう仕上げる。		A (毎週1回)	A (毎週1回)
3	便器・洗面所洗 浄	洗剤を用いて水洗いのうえ、布で拭き取る。		A (毎週1回)	A (毎週1回)
4	鏡拭き	やわらかい布で拭き、必要に応じて洗剤で磨く。		A (毎週1回)	
5	汚物搬出処理	トイレの汚物入れの汚物は、指定の場所へ搬出し、容器は水洗い又は洗剤で洗う。		A (毎週1回)	A (毎週1回)
6	シャボネット補給	シャボネットは毎週点検し、必要に応じて補給する。		A (毎週1回)	A (毎週1回)
7	トイレットペー パー補給	トイレットペーパーを補給し、使用に支障のないようにする。		A (毎週1回)	A (毎週1回)
8	窓ガラス	窓ガラスは、洗剤で汚れを除去した後、窓ガラス専用布で乾拭きする。 枠は水又は洗剤で汚れを除去する。	D (4ヶ月毎に1回)	D (4ヶ月毎に1回)	D (4ヶ月毎に1回)

※ 清掃するとき、備品などは移動して実施する。

令和〇〇年度 一般廃棄物収集運搬業務仕様書

1 業務期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

2 業務概要

宇都宮市青少年活動センターの集積所に排出される事業一般廃棄物を、分別区分ごとに定められた日に収集し、指定する施設に運搬する業務、及びこれに付随する一切の業務。

3 業務内容

(1) 収集する事業系一般廃棄物、収集日

ア 収集する事業系一般廃棄物

委託箇所から排出される事業系廃棄物とし、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物（段ボール、新聞・チラシ、雑誌その他紙、布類、ペットボトル、びん・缶）とする。

イ 収集日

ア「焼却ごみ」は毎週月曜日（休日となる場合は翌日）とする。

なお、季節により週2日となる場合も予想される。

また、木々の枯葉等が大量になる場合もある。

イ「不燃ごみ」は年3回とする。

ウ「危険ごみ」と「資源物（びん・缶）」は毎月第4水曜日（休日となる場合は翌日）とする。

なお、「危険ごみ」と「資源物（びん缶）」は、同一車両にて同時に収集することが出来るものとするが、その場合は、必ず専用の容器等に別に収納して運搬すること。

エ「資源物（段ボール、新聞・チラシ、雑誌その他紙）」と「資源物（布類）」は毎月第4水曜日（休日となる場合は翌日）とする。

オ）業務実施計画書を作成し提出すること。

(2) 業務時間（収集時間帯）

ア 原則として午前8時30分から午後0時までに収集を終了するものとする。

イ 運搬先への搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(3) 運搬先

ア 市が指定する施設。

イ 施設の処理状況等必要に応じて運搬先及び搬入量を調整することがあるので、市の指示に必ず従うこと。

(4) 業務実施計画書及び実績報告書の提出

業務実施計画書を作成し、計画的に業務を実施すること。また、その月の業務が完了したときは、実績報告書を作成し、一般廃棄量等を報告すること。

また、委託者は、必要に応じ、市に処分状況を報告すること。

(5) 業務責任者の選任

受託者は業務責任者を選任し、委託者に届け出ること。

(6) 器具等

本業務に使用する車両は、事業系一般廃棄物専用車両とする。

4 留意事項

(1) 道路交通法及び交通関係法令を遵守し、交通安全に努めること。

(2) 収集後は、集積所の清潔に努めること。

(3) 収集運搬にあたっては、収集したごみ等の飛散、収集車両からの汚水漏れ等がないようにすること。

(4) 万一、本業務に関連して事故等を起こした場合は、速やかに市に報告すること。

青少年活動センター事業系一般廃棄物収集運搬業務積算書

業 務 内 容	金 額	備 考
事業系一般廃棄物収集運搬業務 ① 焼却ごみ 月平均 273 k g × 円 × 12 月 = 円		
② 不燃ごみ 排出量 年間 40 k 40 k × 円 = 円		
③ びん・缶等危険物 排出量 年間 160 k 160 k × 円 = 円		
④ ペットボトル 排出量 年間 100 k 100 k × 円 = 円		
⑤ 紙・布 排出量 年間 160 k 160 k × 円 = 円		
計		
消費税		
合 計		

令和〇〇年度 グリストラップ清掃業務仕様書

1 目的

宇都宮市青少年活動センター料理講習室で使用した油等を貯留するグリストラップ設備の清掃を行うことにより、設備の良好な機能を維持することを目的とする。

2 対象設備

宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地 宇都宮市青少年活動センター
グリストラップ 3 6 0 ℓ 槽

3 業務内容

- (1) 汚泥吸入機等により、定期的にグリストラップに貯留した油，その他の浮遊物，沈殿物を取り除いた後，清掃を行うものとする。
- (2) 産業廃棄物として適正に処理を行うこと。

4 業務期間

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

5 実施月

9 月， 3 月の年 2 回実施するものとする。

6 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては，次の事項を十分留意すること。

- (1) 実施月の作業日程については，あらかじめ施設管理者と調整すること。
- (2) 本書に定めがない事項であっても，委託者が必要と認めた作業については，誠意をもって実施すること。
- (3) 善良な管理者の注意をもって作業にあたること。
- (4) 委託者が適当でないと認めた作業員は，使用しないこと。
- (5) 職務上知り得た事項は，他に漏らさないこと。

令和〇〇年度 警備業務仕様書

1 目 的

宇都宮市青少年活動センターの施設、設備等に対する火災警報の監視及び盗難防止、その他不法行為を排除することにより、財産の保全を図ることを目的とする。

2 警備対象施設

宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地

宇都宮市青少年活動センター（本館）（別紙参照）

3 業務期間及び警備時間

(1) 業務期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

(2) 警備時間

ア 平日・土曜日 午後 9 時から翌日午前 8 時 3 0 分まで

イ 日曜日・休日 午後 5 時から翌日午前 8 時 3 0 分まで

ウ 閉館日 年末年始の休日（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
午前 8 時 3 0 分から翌日午前 8 時 3 0 分まで

4 警備方法

施設内に、警備装置を設置し、受託者の本社又は通信指令本部と一般回線により接続する自動監視方式による機械警備とする。

(1) 施設内に設置する警報装置の機能は、次のとおりとすること。

ア 施設内へ侵入する者を早期に発見する機能を有すること。

イ ガラス等を破損し施設内へ侵入した者を早期に発見する機能を有すること。

ウ 火災の発生を感知する機能を有すること。

(2) 施設等の概要

別紙、施設平面図のとおり。

(3) 異常事態発生時の対応

異常事態発生の手信号が発せられた場合には、直ちに警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める市の責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

5 警報装置の保守点検及び維持管理

施設に設置した警報装置の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

- (1) 設置した警報装置は、受託者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するように維持管理すること。
- (2) 業務期間中の警報装置の誤作動によって生じた損害は、受託者の負担とすること。
- (3) 施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに原状に復すること。(契約解除による場合も同じ。)

ただし、現状のままとすることにつき委託者の承諾があったときは、この限りではない。

6 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 業務遂行上必要とする施設の鍵は貸与することとする。
- (2) 貸与した施設の鍵は、複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

7 警備報告書の提出

業務期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

- (1) 警備月報
 - ア 記載事項 業務期間中の毎日の警備状況
 - イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで
- (2) 異常事態発生報告書
 - ア 記載事項 異常事態発生通報の原因
 - イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度
- (3) 事故報告書
 - ア 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他の必要事項
 - イ 提出時期 事故発生の都度速やかに

8 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 補償事項
 - ア 業務期間中に警備会社及び警備員の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)については、受託者が補償すること。
 - イ 業務期間中に警備員が被った損害については、受託者が補償すること。
- (2) 免責事項
 - ア 委託者の瑕疵によるもの。
 - イ 受託者の責に負わない一般回線の不通によるもの。
 - ウ 天変地変その他不可抗力によるもの。

9 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項を十分に遵守すること。

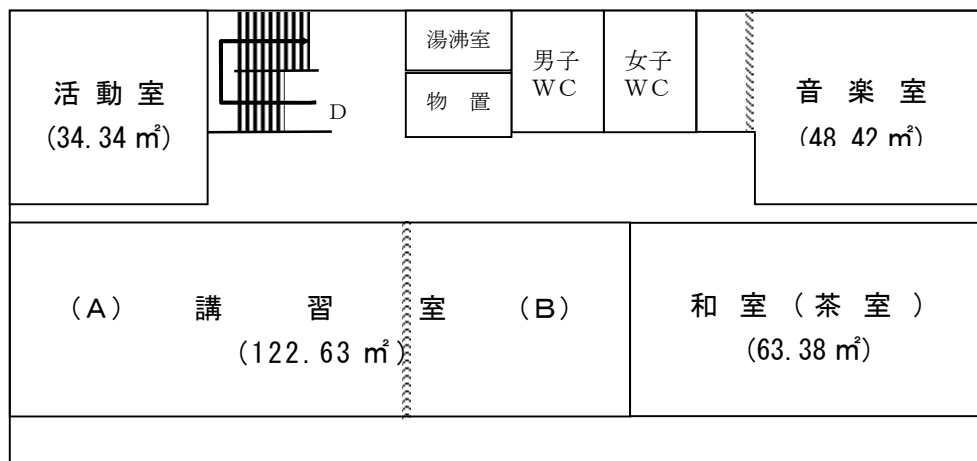
- (1) 本仕様書は業務の概要を示すものであって、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、警備上必要と認める業務及び、市が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。
- (3) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。
- (4) 警備員は、受託者の指定する制服を着用すること。
- (5) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守すること。

〔緊急事態発生時の連絡先〕

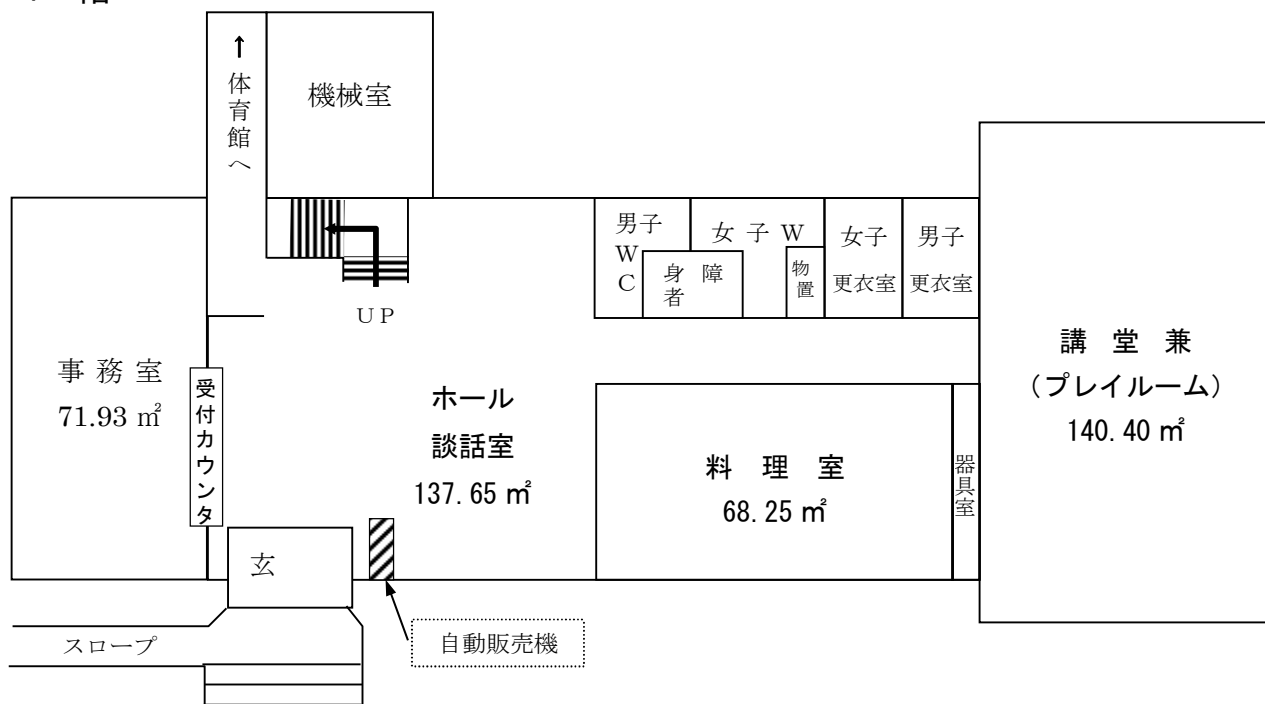
順 位	氏 名	役 職	電 話 番 号
第1順位		所 長	
第2順位		副所長	
第3順位	指定管理者 本社・支店等		

青少年活動センター本館 平面図

2 階



1 階



令和〇〇年度 消防用設備保守点検業務仕様書

1 目 的

宇都宮市青少年活動センター及び体育館の消防用設備を常に正常な状態に保つため、消防法に基づく所要の保守点検を行い実施するもの。

2 業務実施場所

宇都宮市今泉町 3 0 0 7 番地 宇都宮市青少年活動センター及び体育館
※同一敷地内の泉が丘コミュニティセンターは除く。

3 対象設備

(1) 自動火災報知設備

受信機, 表示機, 差動式分布型感知機(6), 差動式スポット型感知機(48)
定温式スポット型感知機 (11), 煙感知機(9), 発信機(7), 表示灯(7),
電鈴(9), 消火栓起動連動装置(一式), 予備電源装置(一式)

(2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓(5), 加圧送水装置(1), 操作盤(1)

(3) 非常放送設備 (2 式)

(4) 消火器設備

粉末消火器(15)

(5) 誘導灯設備

避難口(14), 通路(6)

4 業務期間

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

5 点検内容

上記設備につき各々外観, 機能点検及び総合点検を次のとおり実施する。

外観, 機能点検 (年 1 回)

総 合 点 検 (年 1 回)

6 経費の負担

受託者は，点検業務の実施に要する器具，機械を負担する。ただし，受託者の責に帰さない設備及び部品の交換，修理並びに移設等は除く。

7 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては，次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては，事故のないよう十分注意すること。

○宇都宮市青少年活動センター条例（使用料）

別表第1（活動センター条例第7条関係）

施設名			金額		
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
体育館	アリーナ	全面	1,970円	2,630円	2,630円
		半面	970円	1,310円	1,310円
		6分の1	310円	430円	430円
	控室		260円	370円	370円
	トレーニング室		1人につき130円	1人につき170円	1人につき170円
講堂			2,060円	2,760円	2,760円
料理室			870円	1,170円	1,170円
和室			810円	1,070円	1,070円
講習室A			1,130円	1,500円	1,500円
講習室B			560円	750円	750円
音楽室			650円	870円	870円
テニスコート			760円	970円	970円
活動室			460円	620円	620円

別表第2（活動センター条例第7条関係）

附属設備名	金額
ピアノ	1台につき 210円
映写スクリーン	1台につき 100円
調理台	1台につき 100円
オープンレンジ	1台につき 100円
炊飯器	1台につき 100円

（備考） 金額は、別表第1に規定する一の使用時間当たりのものとします。

また、使用許可を受けた者が、体育館に設置された温水シャワーを使用するときは、1機1回（5分間の使用）につき、100円を徴収するものとします。

備品一覧 <青少年活動センター>

備品番号	名	称	型	式	数	量	備	考	設	置	簡	所
55-0084～6	引違書庫		3*6	スチール戸		4						事務室
14-01	拡声器		TM206	210mm*333mm		1						事務室
55-0197	衝立		W1500	H1800		1						事務室
55-0005 外	耐火金庫					2						事務室
297 外	平机		JIS	6号		4						事務室
55-0079	保管庫		3*6	たな付		1						事務室
55-0094 外	脇机		JIS	10号		4						事務室
30049	(両開き) 保管庫		JIS1号タイプ	イトウ2060		1						事務室
30489, 492-3	片袖机		イトーキ	JIS 6号		3						事務室
30777	耐火金庫		コクヨ	HS-50	ビジネスセーフ50		1					事務室
30803-4	ファイリング キャビネット		B5-3段	コクヨ		2						事務室
550167	棚					1						ロビー
01-04 外	テーブル		プラスKB-211			9						ロビー
55-0049 外	長机 (会議用テーブル)		なか折式	外		5						ロビー
1002 外	展示用パネル (ボール、キャスター付き)		両面型	1200*30*1800		2	1-002					ロビー
30127-8	スタンダードテーブル (PC用)		コクヨ	SD-MXZ16LF11		2						ロビー
30190-201, 216-219	リフレッシュタイプチェア		プラス	DC-200N		15						ロビー
30243-6	チェア		DC-200N			4						ロビー
30653-4	その他の椅子 (学習椅子)		学習椅子	無垢一本工機	DC-235 (NA)		2					ロビー
30756-9	文庫棚 (整理戸棚)		HS-B	W800*D330*H980		4						ロビー
30863	多目的パネル (ボール、キャスター付)		両面型	1200*30*1800		1						ロビー
267995	自動体外式除細動器			別紙仕様書のとおり		1						ロビー
284080-1	カフェエリア用イス			会議イスCH107ナチュラル		2						ロビー
55-0214～5	本棚					2						ロビー
60-0001	黒板			組立式片面	90cm*120cm		1					本館1F通路
6001 外	オープンレンジ			ナショナル	NE-AB80-W 外		2					料理室
13-07 外	ガスオープン		RCK-20AS2	(中型タイプ) 外		4						料理室
13-09～10	ガスオープンRCK-20AS2用置台		T-601			2						料理室
302	クリーンロッカー		コクヨ	CLK-35B		1						料理室
55-0164	戸棚			ポリ板590*1200*400		1						料理室
55-0128～131	食器棚					4						料理室
10-02	冷蔵庫			ナショナルNR-E49A1		1						料理室
30, 945, 948	ガスオープン			リンナイRCK-10M		2						料理室
30947	ガス高速オープン (リンナイ)			RCK-20AS2 (中型タイプ)		1						料理室
30948	オープンレンジ			シャープ	RE-B3-H		1					料理室
482676 外	鏡			移動式1800*1500 外		2						講堂
11-02	掃除機			CV-96HB		1						講堂物置
30611-20, 6	長机 (会議用テーブル)		なか折式			23						講堂物置
59-442～5	コインロッカー		アルファ	S-1685KB (2列5段10人用)		4						男子更衣室
59-446～9	コインロッカー		アルファ	S-1685KB (2列5段10人用)		4						女子更衣室
55-0216	物品置棚					1						2F給湯室
10-08	黒板			ライオンAM-11N		1	ホワイトボード					活動室
55-0162	保管庫		3*6	両開き		1						活動室
30496	平机		JIS	6号		1						活動室
30500	脇机		JIS	10号		1						活動室
30502-4, 50	ミーティングテーブル			内田洋行	385-1010 L型		4					活動室
30513	会議用テーブル			和洋兼用	コクヨKT-L-30R		1					活動室
30542-6	テーブル			プラスKB-211		4						講習室A
30554, 586	会議用テーブル			イトーキ	TB615N-11		5					講習室A
30644	会議用テーブル		コクヨ	KT-S30RNN	棚付き	ローズ		1				講習室A
30650	立机 (教卓)			教卓	W820*D520*900		1					講習室A
0250	鏡台					1						和室
550210	更替棚			茶道用		1						和室
30414	掃除機			東芝		1						和室
55-0271	風炉			鬼面1	朝鮮1		3					和室
31068	風炉			平丸釜付鬼面風炉			1					和室
31070	切合風炉			鬼面1	朝鮮1		1					和室
31073-4	茶湯用釜 (炉釜)			炉釜	唐松地紋		2					和室
31076	姿見			H1500	脚パイプ		1					和室
30657-661, 30662-6	イス					10						音楽室
5212 外	クラシックギター			ヤマハ (ケース付)	外	2	52-13 外					音楽室
55-0101	ピアノ			ヤマハL11H	椅子付		1					音楽室
55-0229	小太鼓			つけしめ太鼓	仕立上り		1					音楽室
55-0225	大太鼓			本ケヤキ	1尺4寸		1					音楽室
30985987	フォークギター			フォーク	FG152		2					音楽室
30986	ギター			布ケース付			1					音楽室
30989	(フォーク) ギター			ヤマハ (ケース付)			1					音楽室
30373-374	パイプイス台車						2					3F
56419	ロッカー			コクヨ	LK-26		1					3F
55-0067	長机 (会議用テーブル)		なか折式			1						3F
30869-70	傘立て			ITO	K-24T	420*862*250		2				本館入口
194294	傘立				60人用		1					本館入口
56381～2	バスケット板			壁面固定式			2					アリーナ
246877	バスケット板			バスケット板	縦向き手動式 (ドラッグフラッシュ板)		1					アリーナ
56421	折りたたみ式担架						1					体育館事務室
30371	台車						1					体育館事務室

備 品 一 覧 <青少年活動センター>

備品番号	名	称	型	式	数	量	備	考	設 置 簡 所
56397	トレーニングマシン				1				トレーニング室
56408	ジャンプメーター		垂直飛測定用	工事貴込	1				トレーニング室
6311	トランポリンツイスト		吉田体機	TR-11	1				トレーニング室
5007	トレーニングラック		トーエイライト	H-9205	1				トレーニング室
4005	トレーニング用ゴムマット		特縁 (F6214)	バレーボール用	15m/㎡	1			トレーニング室
3001	バーベルセット				1				トレーニング室
56402	ベルトバイブレーター		業務用		1				トレーニング室
56388	鏡		180cm*200cm木枠、壁取付		1				トレーニング室
56406~7	昇降運動用踏み台				2				トレーニング室
31063	その他の運動器具類 (ツイストマシン)		ツイストマシン	片面椅子式	1				トレーニング室
171974	電気掃除機 (業務用クリーナー)		日立, CVG95K		1				トレーニング室
30603	机		長机		1				トレーニング室物置
56371	トランポリン		3、650*1,800		1				器具庫
6002 外	バトミントン支柱		TOEILIGHT B-3645	外	11				器具庫
56372 外	バレーボール支柱		76、3パイ	10段式 外	6				器具庫
0433~4	バレー審判台		高低調節式		2				器具庫
56350	ボールパー整理台		鉄製18本掛	移動車なし	1				器具庫
56420	ロッカー		コクヨ LK-26		1				器具庫
56359 外	卓球台		所置式移動車付	ラワン合板 25mm 外	13				器具庫
56351~6	得点台		多種目兼用型		6				器具庫
56396	平均台		4m長		1				器具庫
30996, 99, 1002- 4, 108	卓球台		卓球台 L2740× W1525×H760 mm		6				器具庫
31009-14, 1017-22, 24	バトミントン支柱		40パイ	差込式	12				器具庫
31015, 23, 25	バレー支柱		TOEI LIGHT B-322		3				器具庫
31026	バレーボール支柱		セノB31-B		1				器具庫
31028-29	ボール入れ籠		鉄製移動車	2個付	2				器具庫
30992-3	卓球台 (HLハッピーライフブルー)		卓球台 L2740×W1525×H760mm		2				器具庫
01-01 外	テーブル		プラスKB-211		4				体育館ロビー
30861	衝立				1				体育館事務室
30890-3	折りたたみイス用台車				2				体育館事務室
55-0060 外	長机 (会議用テーブル)		なか折式 外		3				体育館事務室
295	平机		TIS 6号		1				体育館事務室
56319 外	コインロッカー		840*455*1830 (10人用) 両開きリターン式		4				体育館男子更衣室
56317 外	コインロッカー		840*455*1830 (10人用) 両開きリターン式		4				体育館女子更衣室
56418	クリーンロッカー		コクヨ CLK-65 B		1				通路 (体育館)
11-10	掃除機		CV-96HB 業務用		1				通路 (体育館)
30305-9	コインロッカーリターン式		ウチダ 1-302-0508		4				体育館入口
30339-345	ポータブルステージ20cm				6				体育館東倉庫